

仕 様 説 明 書

1. 件 名 関東運輸局管内汚水処理施設維持管理、貯水槽の清掃及び水質検査業務
2. 仕 様 書 別紙のとおり
3. 仕様説明に対する
質問書提出期限 令和7年2月14日(金) 12時00分
4. 同 上 提 出 及 び
回 答 場 所 神奈川県横浜市中区北仲通5-57
横浜第2合同庁舎17階
関東運輸局総務部会計課
電 話 045-211-7207
E-mail ktt-choudo@gxb.mlit.go.jp
5. 回 答 日 時 令和7年2月17日(月) 12時00分

仕 様 書

業務名称：関東運輸局管内汚水処理施設維持管理、貯水槽の清掃及び水質検査業務

履行場所及び設置機器：別紙「履行場所・設置機器一覧」のとおり

履行期間：令和7年4月1日から令和8年3月31日の間

汚水処理施設維持管理業務

業務概要：

本業務は、別紙「履行場所・設置機器一覧」に掲げる履行場所に設置してある汚水処理施設に浄化槽管理士を派遣し、機械・電気設備等の保守点検、ばっ気槽等の処理機能点検、水質分析、場内の清掃及び消毒薬の補給等の業務を行ない、維持管理に努めるものとする。

技術上の基準：

請負者は、本業務に当たっては、「浄化槽法（昭和58年法律第43号）」、「厚生省関係浄化槽法施行規則（昭和59年厚生省令第17号）」に従い、汚水処理施設維持管理業務を遂行するものとする。

作業内容

1. 点検時実施項目

(1) 共通項目

- ・臭気の状態
- ・騒音の状態
- ・破損の状態
- ・衛生害虫の発生状況
- ・接続装置の状態
- ・異物、薬剤等の混入
- ・槽の状態
- ・機能に支障を及ぼす荷重物
- ・点検等に支障を及ぼす構造物等
- ・流入管・インバート柵等の状態
- ・消毒薬品の補充

(2) 各汚水処理施設に設置してある、以下の装置等に対する必要な点検等を実施する。

- ・沈殿分離槽
- ・前処理装置

- ・流量調整槽
 - ・ばっ気槽
 - ・三次処理
 - ・沈殿槽
 - ・消毒槽
 - ・汚泥貯留槽
 - ・汚泥濃縮貯留槽
- (3) 系統放流
- ・放流管、排水柵の状況
 - ・ポンプ、レベルスイッチの状況
- (4) 水質測定
- ・水温
 - ・pH
 - ・透視度
 - ・色度
 - ・その他必要に応じてSV、DO、MLSS
- (5) 電気機器の点検を適宜実施すること。
- (6) その他各污水处理施設に応じて、必要な点検、検査等を実施する。なお、地方公共団体における点検・検査の必要項目等がある場合は、それらについても実施する。

2. 法定検査及び水質分析

(1) 法定検査

浄化槽法第11条に係る検査を、各污水处理施設設置箇所における指定機関による検査を年1回受検することとし、関東運輸局及び污水处理施設設置箇所の責任者に報告するものとする。

(2) 水質分析

各污水处理施設に係る次の項目について水質分析を年2回実施することとし、関東運輸局及び污水处理施設設置箇所の責任者に報告するものとする。

- ・水素イオン濃度 (pH)
- ・化学的酸素消費量 (COD)
- ・生物化学的酸素消費量 (BOD)
- ・浮遊物質 (SS)
- ・大腸菌群数

3. 余剰汚泥の引抜

余剰汚泥については、年1回以上必要に応じ、関東運輸局及び污水处理施設設置箇所と

協議のうえ、実施する。その際の基準数量は、別紙「履行箇所及び設置機器一覧」のとおりとし、基準数量を超過する容量の引抜が必要な場合は、別に協議のうえ、決定する。

4. 緊急時

警報装置作動に伴う事態の発生の際は状況に応じて、適時処理を行い、関東運輸局及び汚水処理施設設置箇所に、その旨報告する。

5. 補修等

設置機器及び電気設備において、故障・損耗に関する軽微な修理、調整については、運転を中断することがないように措置し、その結果を関東運輸局及び汚水処理施設設置箇所に報告する。また、明らかに保守・点検時の原因によって生じた、施設の故障等については、関東運輸局及び汚水処理施設設置箇所に報告し、請負者の責任及び負担において補修する。ただし、機械設備の修理、オーバーホール等については、事前に関東運輸局及び汚水処理施設設置箇所に報告し、対策を協議する。

6. その他

- (1) 業務に必要な工具・試験器具等は請負者が準備し、負担する。
- (2) 業務の遂行に当たっては、当該施設及び他の物品等に損害を与えないように注意し、万一損傷した場合は、監督職員の指示に従い、速やかに原状回復を行い、要する費用は、請負者の負担とする。
- (3) 業務に当たっては、経験豊富な優秀な技術員をもって行なう。
- (4) 技術員は、常に容姿を正し、規則を守り、業務に万全を期すこと。
- (5) 業務終了後は、業務報告書を関東運輸局及び汚水処理施設設置箇所に提出すること。
- (6) 業務に当たっては、浄化槽管理者の指示に従い、業務の完遂に期すこと。
- (7) その他、本仕様書に記載のない事項・不明な点等、疑義を生じた場合は、監督職員と緊密な連絡をとり、その指示に従うこと。

貯水槽の清掃及び水質検査

業務概要：

本業務は、別紙「履行場所・設置機器一覧」に掲げる履行場所に設置してある貯水槽施設の処理機能点検、水質分析、場内の清掃及び消毒薬の補給等の業務を行ない、維持管理に努めるものとする。

作業内容

1. 清掃の一般事項

- (1) 作業は、健康状態の良好な者が行う。

- (2) 作業衣及び使用器具は、タンクの掃除専用のものであるとする。また、作業は衛生的に行われるようにする。
- (3) タンク内の照明、換気等に注意して事故防止を図る。
- (4) 高置タンクがある場合は、当該清掃は受水タンクの清掃と同一の日に行う。
- (5) 清掃の周期は、特記がなければ年1回とする。

2. 清掃作業

- (1) 高置タンクがある場合には、当該清掃は受水タンクの清掃を行った後に行う。
- (2) タンク内の沈殿物質及び浮遊物質、壁面等に付着した物質を除去し洗浄する。なお、壁面等に付着した物質の除去は、タンクの材質に応じ、適切な方法で行う。
- (3) 洗浄に用いた水は、完全にタンク外に排除するとともに、タンク周辺の清掃を行う。
- (4) 清掃終了後、水道引込管内等の停滞水や管内のもらいさび等がタンク内に流入しないようにする。

3. 消毒作業

- (1) 清掃終了後、塩素剤を用いて2回以上タンク内の消毒を行う。
- (2) 消毒薬は、有効塩素50～100mg/l濃度の次亜塩素酸ナトリウム溶液又はこれと同等以上の消毒能力を有する塩素剤を用いる。
- (3) 消毒は、タンク内の全壁面、床及び天井の下面について、消毒薬を高圧洗浄機等を利用して噴霧により吹付けるか、ブラシ等を利用して行う。
- (4) 消毒に用いた排水は、完全にタンク外に排除する。
- (5) 消毒終了後は、タンク内に人の立ち入りを禁止する措置を講じる。

4. 消毒後の水洗い及びタンク内への上水の注入は、消毒終了後少なくとも30分以上経過してから行う。

5. 清掃によって生じた汚泥等の廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、下水道法等を遵守し適切に処理する。

6. タンクの水張り終了後、給水栓及びタンクにおける水について、水質検査及び残留塩素の測定を行う。なお、長期休止明けに利用する場合は、水質検査及び残留塩素の測定を行う。

7. その他、本仕様書に記載のない事項・不明な点等、疑義を生じた場合は、監督職員と緊密な連絡をとり、その指示に従うこと。

別紙「作業場所・機器一覧」

浄化槽

支局・事務所名	〒番号	住所	人漕	計画立米 m3/日	形式 合：合併処理浄化槽 単：単独処理浄化槽	ポンプ			年間 点検 回数	水質 分析	清掃・引抜		備考
						ブロー	放流	その他			有無	基準数量	
埼玉	331-0077	さいたま市西区大字中釘2154-2	180	8	合：接触ばっ気方式(ユニット)	2	2		6	2	有	10	
春日部	344-0042	春日部市大字増戸723-1	61	7.63	合：分離接触ばっ気方式(ユニット)	2	2		12	2	有	8	
野田	278-0013	野田市上三ヶ尾207-22	65	9.75	合：接触ばっ気方式(ユニット)	2	2	原水 2	12	2	有	10	
佐野	327-0044	佐野市下羽田町2001-7	60	9	合：接触ばっ気方式(ユニット)	2	汚泥電磁弁	原水 2	4	2	有	13	
佐野	327-0044	佐野市下羽田町2001-7(検査棟)	10	2	合：嫌気濾床接触ばっ気方式(ユニット)	1			4	0	有	4	
群馬	371-0007	前橋市上泉町399-1	166	15	合：長時間ばっ気方式	2	2	調整 2	52	2	有	5	
山梨	406-0034	笛吹市石和町唐柏1000-9	80	11.015	単：分離接触ばっ気方式(ユニット)	2	2		6	2	有	10	
			80	不明	単：腐敗槽								
			150	1.256	三次処理装置(全ばっ気方式)								

貯水槽清掃・水質検査

※水質検査は末端又は使用頻度の高い箇所について1カ所実施

支局・事務所名	〒番号	所在地	槽容量m ³ (実容量)	水槽名	水質検査 省略不可項目
茨城	310-0844	水戸市住吉町353	5m ³	受水槽	○
			3m ³	高置水槽	
土浦	300-0847	土浦市卸町2-1-3	8m ³	受水槽	○
			3m ³	高置水槽	
千葉	261-0002	千葉市美浜区新港198	8m ³	受水槽	○
習志野	274-0063	船橋市習志野台8-57-1	3m ³	受水槽	○
			2m ³	高置水槽	
埼玉	331-0077	さいたま市西区大字中釘2154-2	5m ³	受水槽	○
			3m ³	高置水槽	
熊谷	360-0844	熊谷市御稜威ヶ原字下林701-4	6m ³	受水槽	○
東京	140-0011	品川区東大井1-12-17	6m ³	受水槽	○
			3m ³	高置水槽	
練馬	179-0081	練馬区北町2-8-6	4m ³	受水槽	○
			2m ³	高置水槽	
八王子	192-0011	八王子市滝山町1-270-2	8.5m ³	受水槽	○